

# 措置要求書

平成 20 年 8 月 1 日

山口県人事委員会

委員長 佐久間勝雄 様

要求者 高見英夫 (印)

地方公務員法 46 条及び勤務条件に関する措置の要求に関する規則第 2 条の規定に基づき、下記の通り措置を要求します。

## 記

### 1 要求者

- (1) 氏 名 高見英夫
- (2) 生年月日 昭和 31 年 12 月 11 日生
- (3) 住 所 熊毛郡田布施町大字下田布施 1926 - 2  
電話 0 8 2 0 - 5 2 - 4 9 0 5
- (4) 職 名 教諭
- (5) 勤務場所 山口県立熊毛南高等学校

### 2 要求事項

- (1) 校長に、本校の勤務実態の把握及び勤務時間の管理を求める。
- (2) 校長に、労働安全衛生法（第 6 6 条の 8，第 6 6 条の 9，第 1 0 4 条）に基づく医師の面接指導を実施するため、本校の勤務実態の把握及び勤務時間の管理を行うこと。
- (3) 校長及び県教育委員会に、平成 14 年 4 月 1 日教職 48 号「学校職員の勤務時間の取扱について」内容の徹底、超過勤務を解消するための具体的措置を求める。
- (4) 県教育委員会に、文科省通知「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成 18 年 4 月 3 日付 18 ス学健第 1 号通知）に基づき勤務実態の把握を行うとともに勤務時間の適正管理を各学校に徹底すること。労働安全衛生法違反が生じないよう学校長を指導すること。
- (5) 県教育委員会に、時間外勤務について時間外勤務手当を支払うことを求める。
- (6) 県教育委員会に、年休・代休が実質的に取れるよう教職員の増員を求める。

### 3 要求の具体的理由

- (1) 校長は、本校教職員の勤務実態・時間外勤務の実態を適切に把握していない。
- (2) 県教育委員会は平成 18 年 10 月に勤務実態調査を行い、校長は勤務時間の適正化・回復措置に言及するが、実効ある措置が取られておらず、超過勤務は常態化している。別紙「措置要求者の勤務実態調査」の示す通り、超過勤務は月 101 時間を超え、過労死ラインを超えている。

- (3) 労働安全衛生法の改正によって、全ての事業場において、事業者は、労働者の週 40 時間を超える労働が 1 月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければならないこととされた。

また、長時間の労働（週 40 時間を超える労働が 1 月当たり 80 時間を超えた場合）により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者、事業場で定める基準に該当する労働者についても面接指導を実施する、又は面接指導に準ずる措置を講じるよう努めなければならないこととされた。

- (4) 別紙「措置要求者の勤務実態調査」の示すとおり、学校・出張先における時間外勤務だけでも月 62 時間を超えている。この勤務は教育活動遂行上必要な勤務である。職員会議などについては管理職より回復措置を取るよう指示があるが、超過勤務が常態化している現状では、取ることは困難である。よって、上記時間外勤務について時間外勤務手当の支払いを求める。

- (5) 単位制による複数同時展開授業のため、授業変更ができず、年休・代休が取れない。部活動や生徒会指導もある。年休・代休を保障するには教職員の増員が必要である。

#### 4 交渉経過の概要

- (1) 平成 19 年 7 月 18 日、校長(河脇繁人)に、代休も取れない勤務実態を改善する具体案を示すよう要求した。校長は①半日ずつでも代休を取ってほしい、②部活動や HR など副の先生に任せて体を休めてほしい、と回答した。

平成 20 年 7 月 25 日、校長(突貫直正)に、昼休みの休憩状況や放課後の時間外勤務の実態、持ち帰り残業などを把握し、超過業務の縮減を図る対策を要求したが、①実態調査や縮減策のアンケートは考えていない、②具体策は今後検討する、との回答だった。

これでは超過勤務を解消する実効ある措置とはいえない。

- (2) 県教育委員会は平成 19 年 11 月の職員団体との交渉で、勤務時間の適正な取扱と具体的方策の検討を回答したが、実効ある措置は未だ取られていない。

#### 5 措置要求の年月日 平成 20 年 8 月 1 日

#### 6 添付資料

- (1) 措置要求者の勤務実態調査  
(2) 平成 14 年 4 月 1 日教職 48 号「学校職員の勤務時間の取扱について」

以上